

《鳴門市農業委員会 6月総会 議事録》

開催日時 令和3年6月30日(水) 午後2時

開催場所 鳴門市消防庁舎3階会議室

出席委員

1番	石園 順市	2番	稲木 伸顕	3番	井上 富夫
4番	大西 善郎	5番	小川 佳	6番	里見 廣治
7番	高田 吉敏	9番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	濱堀 秀規	12番	林 恭子	13番	林 博子
14番	平瀬 惣一	15番	廣瀬 元則	16番	藤江 厚子
17番	藤本 詳治	18番	増金 義文	19番	松浦 秀樹
20番	向 栄治				

欠席委員 8番 竹村 昇

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
		所有権移転 3件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	7件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③農地法第5条第1項第8号の規定による届出について	1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和3年6月の農業委員会を開会いたします。  
本日は、タブレット端末のビデオ会議機能を利用した開催となっております。  
試験的な運用となっておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。  
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立している  
ことをご報告いたします。  
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。  
本日の議事録署名人は、10番 中井委員、11番 濱堀委員をお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、先月の議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画」につい  
て、資料の差し替えがあるとのことですので、事務局の説明を求めます。

農林水産課係長 <説明>

谷口会長 それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入  
ります。  
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >  
所有権移転 3件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。  
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。  
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。  
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見お願いいたします。

大西委員 4番。譲受人は現在、北灘町で水稲及び梨を栽培している農家です。  
申請地についてはこれまで水稲を栽培しており、取得後も同様に水稲を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、  
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番及び3番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

中井委員 10番。今回の申請は、●●氏と▲▲氏がお互いの農地を交換するものです。  
議案2、議案3の申請地では共に甘藷が作付されており、取得後も同様の作物を栽培する計画です。  
今回の交換によって、お互いの作業の効率化にもつながると考えられるため、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号2番及び3番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番及び3番について、原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

- 藤江委員 16番。譲受人は現在、大麻町で水稻及び野菜を栽培している農家です。  
申請地についてはこれまで野菜を栽培しており、取得後も同様に野菜を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。  
申請番号4番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号4番について、原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。  
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。
- 事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 6件>  
・申請番号1～6について申請内容説明
- 谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。
- 石園委員 1番。申請地は、堀江北小学校から北東に位置する農地です。  
譲受人は、譲渡人が所有する宅地を取得して住宅を建築する計画ですが、駐車場を確保するには手狭であったため、宅地に隣接する申請地を併せて取得して駐車場とすることになり、今回の申請となりました。  
事業計画では、山土及び砕石で盛土し、コンクリート擁壁を設置することで被害防除を図ります。  
排水については雨水のみであり、地下浸透処理とする計画ですので、許可しても問題無いと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、堀江北小学校から北東へ約450mに位置する農地であり、周囲を住宅や山林にかこまれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
資金計画も妥当であり、代替となる土地もないこと、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

廣瀬委員

15番。申請地は、牛屋島大橋から南にある農地です。

譲受人は北島町の土木業者で、申請地の近くにも事業所を置いています。この事業所には社員用駐車場が無く、事業用車両の駐車場に駐車せざるを得ない危険な状況であったことから、社員用駐車場として隣接地を取得しましたが、拡張のため、申請地についても一体的に利用したいと考え、今回の申請となりました。

事業計画では、L型コンクリート壁を設置した後に盛土及び舗装を行い、被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、申請地の地先水路に放流する計画で、地元水利組合の同意も得ておりますので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、牛屋島大橋南詰から南へ約370mに位置しており、県道徳島鳴門線や工場敷地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

なお申請地は、農業振興地域内農用地、いわゆる青地でしたが、令和2年9月に、今回の申請と同じ目的で除外申請がなされており、その除外申請の手続きは完了しております。

資金計画も妥当であり、他に代替となる土地もなく、周囲への影響も軽微であることなどから事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号2番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

濱堀委員

11番。申請地は、牛屋島大橋から北にある農地です。

譲受人は、申請地の隣に本店を構える運送業者です。事業拡大に伴い貨物車両の保有台数が増えて敷地が手狭になり、また回転スペースが不足しているため車両の出入りに際し交通の妨げとなってしまう状況であったため、近隣で駐車場の候補地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、今回の申請となりました。

境界につきましては、隣接した会社と運送会社に挟まれている農地のため、3者で協議してきちんとするという話も聞いております。

排水については雨水のみで、地下浸透で処理する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、牛屋島大橋北詰から北へ約680mに位置し、周囲を県道徳島鳴門線や住宅に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号3番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

廣瀬委員

15番。申請地は、人権福祉センターから北東にある農地です。

譲受人は、申請地周辺にて建設業を営んでいます。事業拡大のため、資機材の置場に困っていたため、申請地を利用したいと考え、今回の申請となりました。

周辺に農地もありませんので、他に被害は及ばないと思いますので問題ないと思います。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、人権福祉センターから北東へ約550mに位置し、周囲を資材置場および宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲受人は、申請地周辺にて建設業を営んでいます。保有する資機材には大型の物が多く、小

型資機材の置場に困っていたため、申請地を利用したいと考え、今回の申請となりました。

なお、申請地は農業振興地域内農用地でしたが、令和2年9月に今回の申請と同目的で除外申請がなされており、その手続きは完了しています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号4番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

大西委員

4番。申請地は、北灘西小学校から北にある農地です。

譲受人は、申請地の隣で中古車販売を営んでいます。

この度、以前から借りていた駐車場を返さなければならなくなり、代わりとなる土地を探していたところ、申請地について購入する話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、山土で盛土して碎石を敷き、既設擁壁にて被害防除を図ります。

排水については雨水のみのため、地下浸透及び既設排水管への放流で対応する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、北灘西小学校から北へ約180mに位置し、周囲を住宅に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

申請理由、また事業計画につきましては、先ほど地元委員さんからおっしゃっていただいた通りとなっております。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号5番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号6番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

稲木委員

2番。申請地は、JR金比羅前駅から南にある農地です。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農機具等を持たないため耕作できず、管理に苦慮していました。今後も耕作する見込みが無かったため、太陽光発電事業者を介して売買の契約を取り付けましたが、担当者の急な退職により引き継ぎが行われず、農地法上の手続きを行わないままパネルを設置してしまったため、本申請により適法状態とするものです。

なお、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、整地して防草シートを敷き、周囲にフェンスを新設して被害防除を図ります。排水については雨水のみのため、地下浸透で対応する計画であるため、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、JR金比羅前駅から南へ約400mに位置し、周囲を県道鳴門池田線、新池川、及び住宅に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

事業計画では、ソーラーパネルを180枚設置、49.5kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年1月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約は翌月になされております。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

なお、合わせてご報告いたしますと、先日事業者から太陽光発電を設置するこの申請地の周囲に隣接する農地について、所有者への説明と同意を得られましたという報告が事務局へ届けられております。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号6番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号6番については原案通り許可することといたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 4. 報告事項 10件 >

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件
- ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 1件
- ③農地法第5条第1項第8号の規定による届出について 1件
- ④農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約) 1件

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。  
無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認すること  
といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局、なにかありますか。

事務局係長

特にありません。

谷口会長

他にございませんか。

それでは、これをもちまして令和3年6月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時40分

令和3年6月30日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 中 井 弘

議事録署名者 濱 堀 秀 規